

住宅用家屋証明書必要書類一覧

は原本を提出 してください	入居後に証明申請を行う場合 (入居済み)	入居前に現住所にて証明申請を行う場合 (入居予定)
(a)・(c) 本人が建築主で新築 登記名義人が自ら建築 確認を受けたもの	① 確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票	① 確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票 ④ 入居する旨の申立書 ⑤ 現在の入居家屋の処分方法 を確認できる書類
(b)・(d) 新築建物を購入 (建売、新築マンション) 施工業者が建築確認 を受けたもの 建築後使用されたこと のないもの	① 確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 (受領証は登記申請書の写しでも可) 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票 ④ 売買契約書又は譲渡証明書 ⑤ 家屋未使用証明書 (通常施工業者が作成する)	① 確認済証又は検査済証 ② 登記完了証及び受領証※(注)1 (受領証は登記申請書の写しでも可) 又は登記事項証明書(家屋)※(注)2 ③ 住民票 ④ 売買契約書又は譲渡証明書 ⑤ 家屋未使用証明書 ⑥ 入居する旨の申立書 ⑦ 現在の入居家屋の処分方法 を確認できる書類
(ロ) 中古建物を購入 建築後使用されたこと のあるもの	① 登記事項証明書(家屋)※(注)2 ② 売買契約書、譲渡証明書 又は代金納付期限通知書 ③ 住民票	① 登記事項証明書(家屋)※(注)2 ② 売買契約書、譲渡証明書 又は代金納付期限通知書 ③ 住民票 ④ 入居する旨の申立書 ⑤ 現在の入居家屋の処分方法 を確認できる書類

(注)1 完了証が「オンライン申請システム」から取得した登記官の印のないものである場合は、土地家屋調査士又は司法書士が「事実上相違ない」旨を証明したものであることが必要です。

(注)2 登記事項証明書はインターネット登記情報提供サービスの照会番号および発行年月日が記載された書類に代えることができます。

◎特定認定長期優良住宅および認定低炭素住宅の場合は認定申請書の副本及び認定通知書も添付

◎長期優良住宅普及促進法第6条第5項あるいは都市低炭素化促進法第54条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合においては確認済証の代わりに登記事項証明書を添付

* 現在の入居家屋の処分方法を確認できる書類
賃貸借契約書(最新のもの)、売買契約書、専任媒介契約書、社宅(官舎)入居証明書、親族(住み続ける人)からの申立書等

* 中間省略がある場合は、途中経過のわかる書類(売買契約書)を添付

* 床面積は50㎡以上で、併用住宅等の場合は90%を超える部分が居宅であること

* 昭和56年12月31日以前に建築された中古住宅について

(注)昭和56年12月31日以前に建築された家屋について証明を受けようとする場合は、下記のいずれかの書類が必要です。

(ア)耐震基準適合証明書(取得日前2年以内に調査が終了したもの)

(イ)住宅性能評価書の写し(取得日前2年以内に評価され、耐震等級1~3のもの)

(ウ)既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類(取得日前2年以内に保険契約が締結されたもの)

* 申請期間 (a)・(c)新築 _____ 新築日より1年以内
(b)・(d)未使用、(ロ)中古 _____ 取得日より1年以内